

使用制限の対象について

2022年 11月22日

資源エネルギー庁

本日の議論について

- 改正ガス事業法の施行に際しては、第106条の3第1項の規定により、①使用するガスの量の限度を定めてする使用制限の対象、及び②新たに供給を受けるガスの量の限度を定めてする使用制限の対象を、それぞれガス事業法施行令で規定する必要がある。
- 電気事業法では、電気事業法施行令において、使用電力量の限度を定めてする使用制限及び受電電力の容量の限度を定めてする使用制限については、受電電力の容量により規定しているところ、ガスの使用制限についても、①②のそれぞれについて、年間契約量により対象を規定する。
- 本日は、使用制限の対象となる需要家の案について御議論いただきたい。

1. 使用するガスの量の限度を定めてする使用制限についての考え方

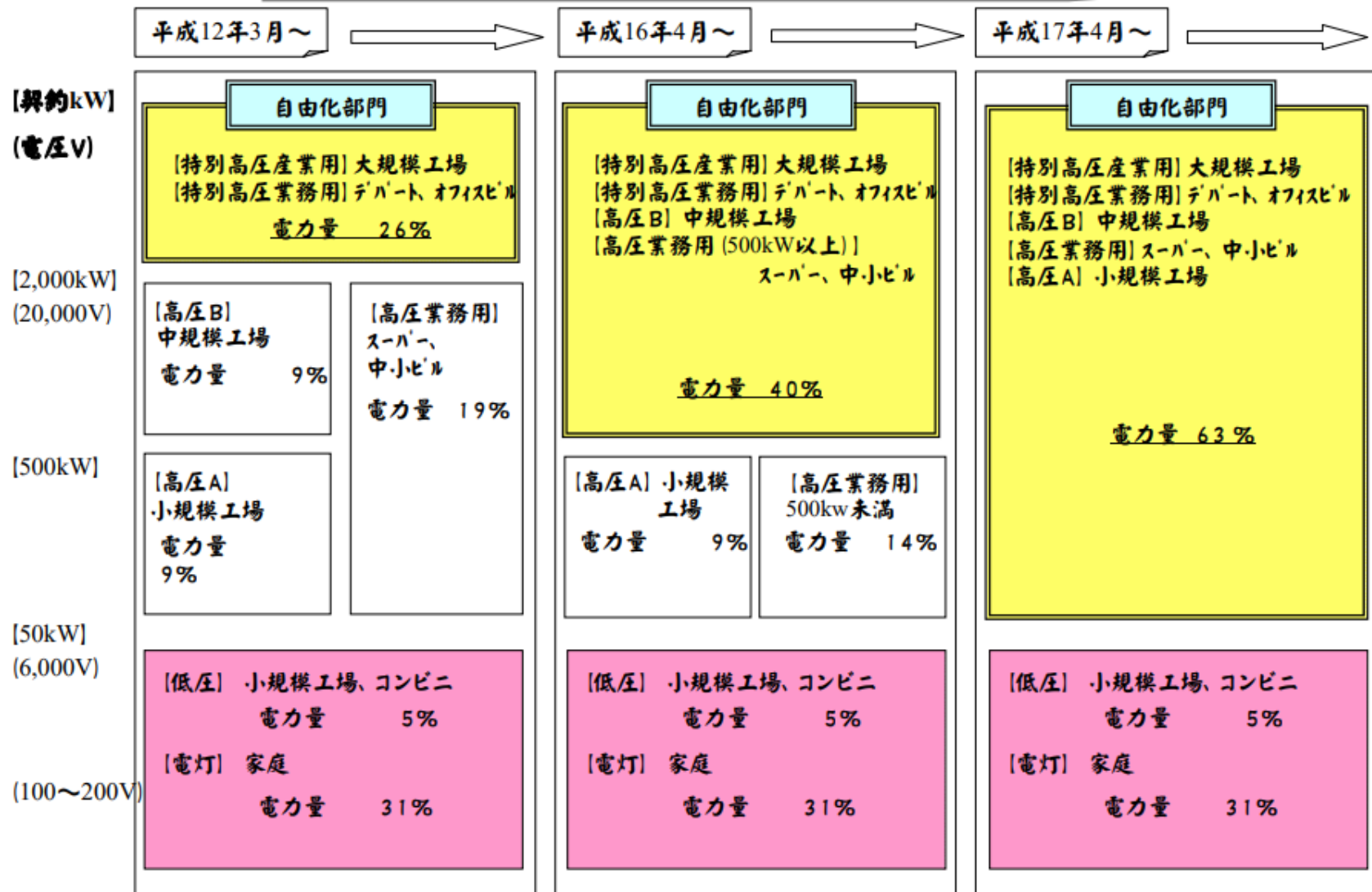
- 電気の段階的な需要対策においては、使用制限は10%以上の節電規模を想定した需要対策の手段として整理。2011年の東日本大震災後の電気の使用制限では、東京・東北において15%の使用制限を実施。使用制限の対象となる需要家の電力量が総電力量に占める割合は4割程度。
- ガスについても、電気の割合を参考に、10%台の需要対策の実施が可能な水準を念頭に置き、使用制限の対象とする需要家層の年間ガス契約量の総量が全体に占める割合については、**4割程度**としてはどうか。
- ただし、ガスは電気と違い供給ネットワークが独立しており電気のような広域での融通ができないことから、主要な供給ネットワーク毎に状況を考える必要がある。このため、政令で定める一律の水準については大口供給の割合が最も低い供給ネットワークに準拠しつつ、実際の使用制限実施の段階で、各供給ネットワークの実態を踏まえ、各々について総供給量の4割程度となる年間ガス契約量の水準を、省令・告示において定めることとしてはどうか。
- 対象となる需要家数については、使用制限に先立ちガス小売事業者による個別の需要抑制の要請が実施可能であり、かつ、電気の使用制限の前例も踏まえ、使用制限実施に際し、国による、個別通知、緩和適用の調整、報告徴収によるガスの使用状況の把握が可能な水準とすること
適当ではないか。
- また大口供給契約における、需給ひっ迫の際の需要調整の規定についても考慮してはどうか。

【参考】需給ひっ迫の度合いに応じた需要対策の例

- 過去、需給のひっ迫が見込まれた際には、ひっ迫の度合いに応じて以下のような需要対策を行った例がある。

段階	レベル1	レベル2	レベル3
需要対策の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標のない<u>節電要請</u> ・節電協力の<u>呼びかけ</u> ・具体的な<u>節電メニュー</u>の提示 ・DRへの協力の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標付き<u>節電要請</u> ・<u>業界毎の節電計画</u>の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>電気使用制限令</u>の発令
節電規模	▲0～5%	▲5～10%	▲10%～
過去の例	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年度以降、毎年実施 	<p>【数値目標付き節電要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2012年度夏季 関西・九▲10%、北海道▲7%、四国▲5% ・2012、13年度冬季 北海道▲7%、▲6% 	<ul style="list-style-type: none"> ・1974年1～5月 全国▲15%(※kWh) ・2011年7～9月 東京・東北▲15%

これまでの電力小売部分自由化について

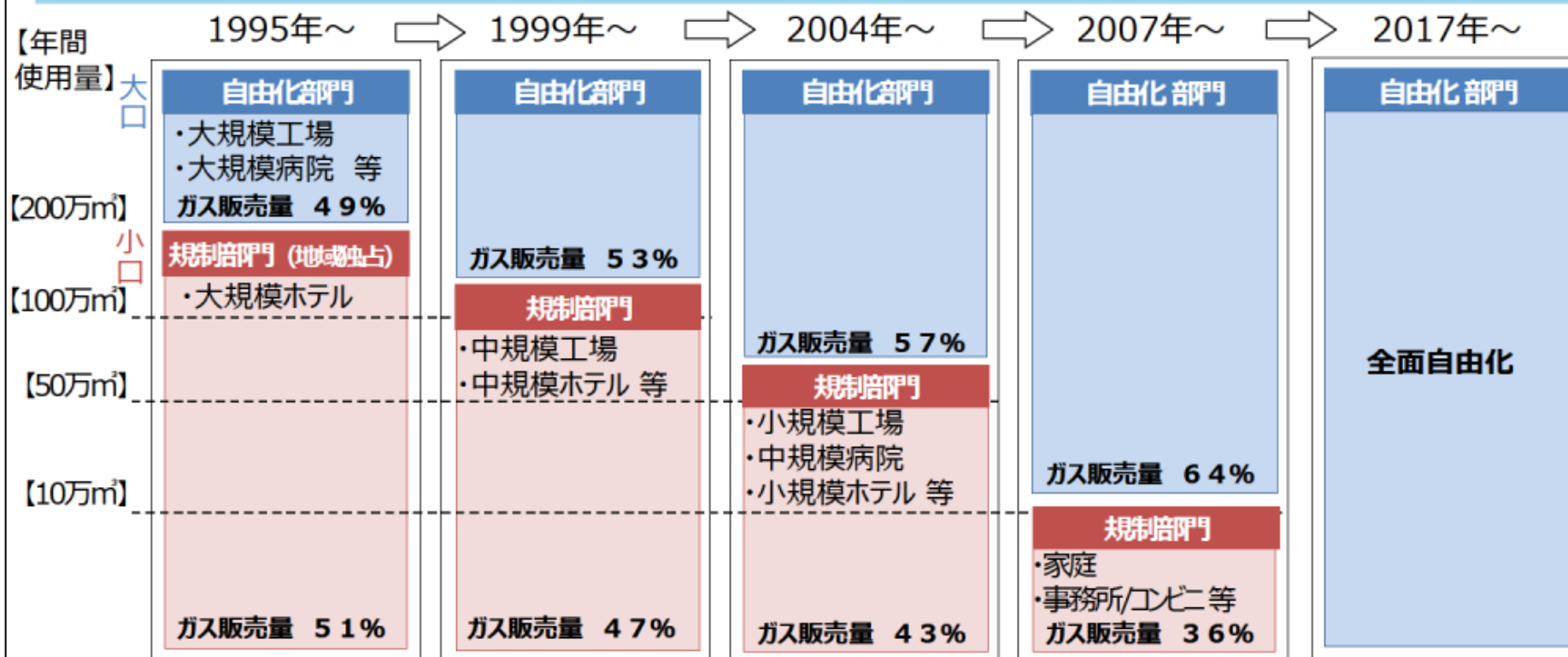


(注1) 現在の沖縄電力の自由化の範囲は20,000 kW、60,000V 以上から、16年4月に特別高圧需要家(原則2000kW以上)に拡大。

(注2) 全面自由化については、平成17年4月以降の高圧自由化開始後需要家の選状肢の確保状況等を踏まえ、平成19年4月以降検討を開始する予定。その際には、エネルギー基本計画にもあるとおり、①供給信頼度の確保、②エネルギーセキュリティや環境保全等の課題との両立、③最終保障、ユニバーサルサービスの確保、④長期投資、長期契約のリスク、⑤実務的課題等について十分慎重に検討する。

(参考) 都市ガスの小売全面自由化までの経過

- 都市ガス供給は自由化前まで、都市ガス会社が独占的に供給してきたが、1995年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 他方で、家庭などの小口については、引き続き都市ガス会社による供給独占となっていたところ、今回の小売全面自由化により、都市ガス会社以外の者が全ての需要に対して供給することが可能となった（2017年4月1日）。



(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進んでいない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量が占める大口供給販売量の割合（平成25年度実績）。

【参考】平成19年の自由化範囲の拡大の検討資料

総合資源エネルギー調査会 都市熱エネルギー部会 報告書(抜粋)
～年間契約ガス使用量 10 万m³以上の需要家までの自由化範囲拡大等について～

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会 (第6回)
(2006年5月22日) 資料3

(1)平成19年の自由化拡大範囲の需要家数と業務形態について

自由化範囲が年間契約ガス使用量 50 万m³ 以上から 10 万m³ 以上に拡大されると、その対象となる需要家数は、これまでの約3千件から約1万件へと3倍以上に増加する。

現行の大口需要家については工業用が過半を占めるのに対し、拡大範囲の需要家(10万～50万m³)では、工業用分野より商業用分野の割合の方が大きくなり、また医療用及び公用の割合も増加する。

商業用分野について更に細かく見ると、会社・事務所及び大規模商業施設の占める割合が多くなっており、また現行大口需要家ではほとんど見られない卸・小売、料理・飲食、等の事業が含まれるようになる。したがって、拡大範囲の需要家は、現行の大口需要家に比べ、事業形態が多様化するとともに多くの一般公衆が出入りする建物の割合が相対的に増加する傾向にあるものと考えられる。

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会 (第6回)
(2006年5月22日) 参考資料2

(参考)一般ガス事業者の使用量別需要家層 (需要家戸数上位10社合計)

○自由化範囲の需要家件数は約3.6倍に。
(上位10社で2,837件→10,145件に。)

(平成16年度、46,046,555M³/m²ベース)

需要分布 (万m ³ /年)	件数 (調定件数)			販売量			主な用途	
	供給量	区分毎計 (件)	比率	比率累計	(千m ³ /年)	比率		比率累計
0～		19,000,778	95.070%	100.000%	6,446,305	27.2%	100.0%	家庭用
0.1～		881,046	4.408%	4.930%	1,427,718	6.0%	72.8%	会社事務所・飲食店等の中小口業務用需要
0.6～		36,397	0.182%	0.522%	288,608	1.2%	66.8%	クリーニング・食品加工・化学等の商工業需要
1～		57,817	0.289%	0.340%	1,583,391	6.7%	65.6%	物販店・外食産業・オフィス空調需要・小規模製造業等
10～	今回の自由化拡大範囲	4,358	0.022%	0.051%	627,896	2.6%	58.9%	ビジネスホテル・温水プール・繊維・機械工業等
20～		2,950	0.015%	0.029%	922,906	3.9%	56.2%	病院・ホテル・大規模空間(大学・体育館)空調需要・食品機械工業等
50～	現時点での自由化範囲	1,131	0.006%	0.014%	816,781	3.4%	52.3%	大規模病院・シティホテル・化学/金属工業等
100～		770	0.004%	0.009%	1,089,243	4.6%	48.9%	大規模商業施設、製造業全般
200～		936	0.005%	0.005%	10,497,610	44.3%	44.3%	大学病院・環境関連施設(ゴミ焼却場、下水処理場等)、大規模工場全般
合計		19,986,183	100.000%		23,700,458	100%		

注1)平成16年度における一般ガス事業者の販売量全体に占める需要家戸数上位10社のシェアは、86.5%

注2)需要家戸数上位10社:東京、大阪、東都、西部、京葉、静岡、広島、北海道、北陸、仙台市

注3)卸は除く

((社)日本ガス協会調べ)

(参考) 大手・中堅9者の一般導管事業者の使用量別需要家層

(令和3年度実績、45MJ/m³ベース)

需要分布 供給量 (万m ³ /年)	件数 (調定件数)		託送量		主な用途
	千件	比率	千m ³ /年	比率	
0～1	20,950.5	99.751%	7,975,418	29.5%	家庭用・会社事務所 (ガス空調なし)・中小業務用店舗 (飲食、クリーニング、温浴施設、診療所等)・小規模工場 (食品加工等) 等
1～	42.0	0.200%	1,378,746	5.1%	物販店・外食産業・会社事務所 (ガス空調有り)・小規模製造業 等
10～	4.1	0.020%	602,913	2.2%	温水プール、繊維・機械工業 等
20～	3.0	0.014%	960,217	3.6%	病院・ホテル・大学・食品機械工業 等
50～	1.4	0.007%	1,051,883	3.9%	大規模ホテル・化学/金属工業 等
100～	0.9	0.004%	1,226,096	4.5%	大規模病院・大規模商業施設 等
200～	1.0	0.005%	13,826,659	51.2%	環境関連施設 (ごみ焼却場、下水処理場等)、大規模工場全般 等
合計	21,002.9	100.000%	27,021,931	100.0%	

※1 集計対象は1G、2Gの事業者9者 (東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガス、北海道ガス、仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガス、日本ガス)

※2 託送量は令和3年度実績をもとに45MJ/m³ベースで算定した数値。

※3 卸分は集計対象から除く。

※4 同一業種であってもお客様の設備導入状況や稼働状況によって使用量は大きく異なる。

(日本ガス協会調べ)

ガス供給契約における需要調整にかかる規定の例 【再掲】

第21回ガス事業制度検討
ワーキンググループ
(2022年7月11日) 資料3-3

- 大口供給の契約には、需要調整に係る適用条件が規定されている場合がある。
- ただし、大口供給の契約は、約款によらない相対契約が一般的であるため、その内容は需要家毎、ガス小売事業者毎に異なる場合がある。
- なお、上記とは別に、供給約款には、災害等の不可抗力による場合を念頭に置いた供給制限について規定されている場合がある。

大口供給の契約における需要調整に係る規定の例

(適用条件)

本約款における適用条件は、次の各号いずれにも適合するものとします。

- 当社または一般ガス導管事業者が不測の需給逼迫等の緊急時において必要と認めた場合には、緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

参考：供給約款の規定に基づく供給に関する制限の例

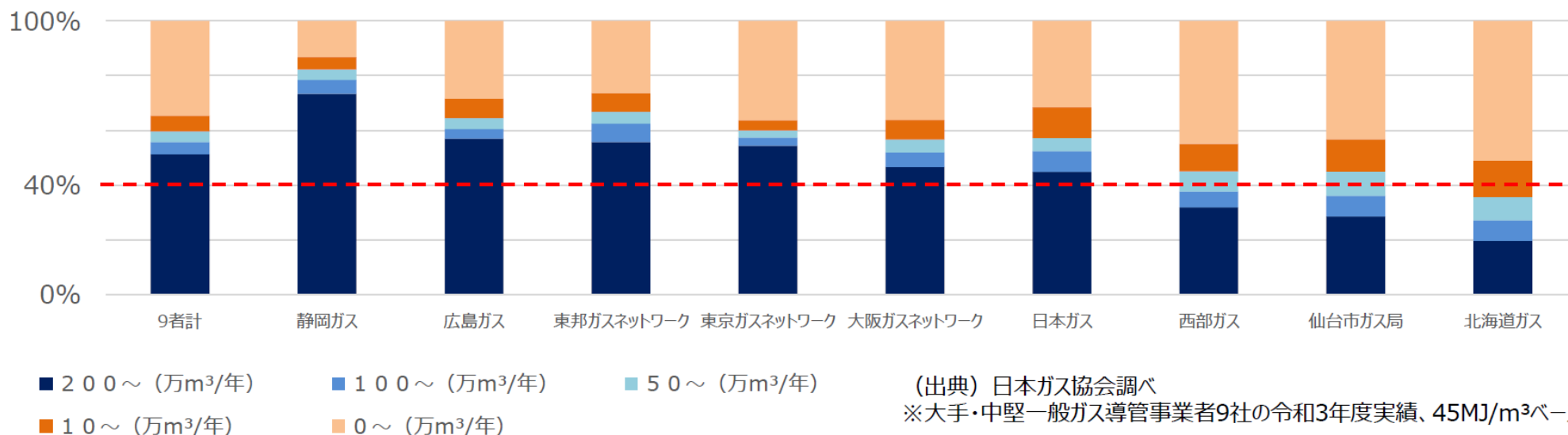
供給又は使用の制限等

当社又は一般ガス導管事業者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を制限若しくは中止をする場合があります。また、当社又は一般ガス導管事業者は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給を制限若しくは中止する旨をお知らせすることがあります。

- ① 災害等その他の不可抗力による場合

1-1. 使用するガスの量の限度を定めてする使用制限（案）

- 一般ガス導管事業者9者の年間使用量別の需要家層を見ると、ガス事業法上の大口供給（10万 m^3 /年）の占める割合が最も小さい供給エリアにおいては、50万 m^3 /年以上の需要家層が総供給量の4割程度を占めることから、**政令で定める一律の水準としては、50万 m^3 /年以上**としてはどうか。
- ただし、実施の段階では、**各供給ネットワークにおいて4割程度となる水準を省令・告示で定める**こととする。
- 年間供給量50万 m^3 以上の調定件数は、9者計で約3.3千件であり、電気の使用制限の対象数と比較すると限定的と考えられる。



1 - 2. ガスの使用制限の適用除外・緩和について

- **適用除外・緩和の対象**となる需要家については、電気の使用制限の制度も踏まえ、年間のガス契約量が一定規模以上の需要家のうち、状況に応じて、また供給エリアの実情を踏まえて、実施の段階で関係省庁等と調整した上で、**省令・告示で定める**。その際、電気の使用制限の前例をよく踏まえて検討する。
- 例えば、**国民生活の安全若しくは衛生のために社会通念上稼働が必要と認められる需要施設や人の生命若しくは身体の安全又は衛生の確保に関わる施設等**は、適用除外や緩和の対象とすることが適当。（例えば医療施設・老健施設、下水処理施設等。）
- ガスの使用制限を命令等する場合には、準備期間を設け、**地域の実情や社会・経済活動等への影響を十分に踏まえて、対象となる供給エリアの対象需要家や地方公共団体、関係省庁等と、実施内容を調整**する。
- 対象となる**需要家への周知**については、需要家側で**1ヶ月程度の準備期間**をとることができるよう、**事前に公示及び個別に通知**するとともに、都道府県ごとに**説明会**等を開催する。

10. 適用除外の概要

適用除外とは

- ・ 適用除外とは、使用制限の対象外。適用除外となる事業所は、自由に電気を使用することはできるが、電力需給全体の逼迫や他の事業所との公平性の観点から、可能な限り自主的な節電を期待。
- ・ 適用除外の要件に該当する事業所は申請は不要(そもそも、経済産業省からの通知文は送付されない。通知を受けた事業所については、使用制限の対象であり、自ら「適用除外である」と判断しないよう留意が必要)。

※災害救助法における避難所については、対象施設が固定的ではないため、通知が到達する可能性があります。その場合には、東北経済産業局又は関東経済産業局に御一報ください。

適用除外の対象

- ・ 福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に所在する事業所
- ・ 災害救助法における避難所
- ・ 緊急的に稼働が必要と認められる需要設備(緊急的に稼働している場合に限定)

例) 救急患者の治療を行う医療施設(当該治療時のみ)、降雨により増加した水量の排水を行う下水道・排水機場(当該排水時のみ)

11. 制限緩和の概要



制限緩和とは

- ・ 類型に応じて、削減率が15%から緩和されたり、使用制限の時間帯が限定されるなど、使用制限が緩和される。ただし、措置は一律に講じるものではなく、具体的にどの程度制限を緩和するか、個別の事情に応じ、できるだけきめ細かく設定している。

(制限緩和の対象例)

- 医療施設や老人福祉・介護施設のように、生命・身体の安全に不可欠な施設
- データセンター・クリーンルームのように、24時間連続して稼働している施設
- 鉄道、冷蔵倉庫、港湾など、人流・物流に大きな影響を持つ施設

制限緩和措置の申請について

- ・ 制限緩和を受けたい場合は、所定の申請書に必要事項を記載し、適用を受けたい日から起算して14日前までに経済産業局(東北又は関東)に提出し、経済産業大臣の確認を受けることが必要となる。

- ・ **※【注意】7/1から適用を受けたい場合は、6/17までに申請書を提出(必着)することが必要。**

12. 制限緩和措置の類型①

制限緩和措置の類型について

1. 生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備

①医療関係	医療施設	削減率0%
	使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品製造業、製造販売・卸売業、医療機器製造業	削減率0%
②老人福祉・介護関係	使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、介護保険施設、障害者(児)福祉施設等	削減率0%
③衛生・公衆安全関係	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する坑排水処理事業	削減率0%
	上下水道、上水道等に原水を供給する揚水機場(調整池を有さないものに限る)	削減率5%
	産業廃棄物処理施設(焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設である場合に限る)	削減率5%
	火葬場	削減率10%
	と畜場	削減率10%

12. 制限緩和措置の類型②



制限緩和措置の類型について

2. 安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

①24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備	情報処理システムに係る需要設備(例:データセンター、金融機関、航空、通信関係のシステム)	削減率は変動幅に連動する ○変動率10%未満: →削減率0% ○変動率10%以上15%未満: →削減率5% ○変動率15%以上20%未満: →削減率10%
	クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備	
②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備	【交通関係】鉄道一般	○12時～15時:削減率15% ○その他の時間帯:削減率0%
	【交通関係】東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル	削減率0%
	【交通関係】ローカル路線	○片道3本/時:削減率0% ○片道4、5本/時:削減率5% (9時～12時、15時～20時は0%)
	【航空関係】航空保安施設	削減率5%
	【航空関係】空港ターミナルビル	
	【物流関係】定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業	
	【物流関係】中央・地方卸売市場	削減率10%
	【物流関係】港湾運送等に係る需要設備	
	【宿泊関係】ホテル・旅館	削減率0%
	【エネルギー供給関係】発電のためのガス供給等に係る需要設備	削減率5%
	【エネルギー供給関係】発電所等に送水する工業用水	○12時～15時:削減率0% ○その他の時間帯:削減率15%
【その他】一般紙の夕刊印刷工場		
【その他】夕刊紙の印刷工場	○10時～12時:削減率0% ○その他の時間帯:削減率15%	

【参考】ガスの使用制限の適用除外・緩和について

電気事業法第27条に基づく
使用制限について
(平成23年6月)

12. 制限緩和措置の類型③



制限緩和措置の類型について

3. 被災地の復旧・復興に不可欠な需要設備

※被災地の範囲については、電気事業法第21条第1項ただし書により電気料金に係る特例の認可を受けた市区町村(隣接地域は除く)とする。

①被災地の公共機関	地方公共団体の庁舎、県警本部等	削減率0%
	被災地路線(鉄道)	
	震災対応のための人員等を増加して業務を行う郵便事業株式会社の営業所、金融機関、電気通信の用に供される需要設備	
②災害廃棄物処理を行う廃棄物処理施設		契約電力上限
③被災地の地方公共団体の要請により、東日本大震災により失業した被災者を5名以上雇用する被災地に立地する事業所の需要設備		削減率0%
④原子力災害の分析事業のための需要設備		削減率5%

4. その他

①一括受電マンション等		契約電力上限
②平成23年3月11日以降、今夏の電力使用抑制のために東京・東北電力管外に移転した需要設備		同一法人の他の需要設備の制限値の算定に考慮
③小口需要設備等と連携させて使用電力を抑制する需要設備		共同使用制限スキームと同様の使用抑制が可能
④設備検査等により基準期間・時間帯の使用最大電力の値が契約電力に比して著しく低い場合の基準電力値		契約電力に対し削減率15%

2. 新たにガスの供給を受けようとする需要家についての制限の考え方

- 電気事業法では、受電電力の容量の限度を定めてする使用制限の対象について、電気事業法施行令において**3000kW以上**と規定。その上で、電気使用制限等規則では、**経済産業大臣が指定する容量以上**の受電電力をもって受電しようとする者等は、**受電開始の30日前までに経済産業大臣に届け出**を行い、経済産業大臣は、「**当該受電が電気の供給の不足をもたらす、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、当該受電の開始前に限り受電しようとする容量を削減すべきことを勧告**することができる。」と限定している。
- ガスの使用制限についても、深刻な需給ひっ迫の状況において、**新たなガス供給の開始が供給ネットワーク全体のガスの供給不足をもたらすおそれがあると認められるときに、新たに供給を受けるガスの量の限度を定めてする使用制限を発動**することとなる。
- ガスについては、供給ネットワークが独立しており電気のような広域での融通ができないことや、電気と比べて供給ネットワークの規模の差が大きい（小規模な供給ネットワークが存在）、という特徴を踏まえつつ、**電気の使用制限の3000kW以上の受電電力という規模や主な需要家の態様を参考にして水準を定める**こととしてはどうか。
- なお、使用制限の実施を必要とするような需給ひっ迫の状況においては、本規定の発動を待つことなく、ガス小売事業者等による新たな供給が困難となる状況も想定する必要がある。

2. 新たにガスの供給を受けようとする需要家についての制限の対象とする年間契約量

- 受電電力の容量の限度を定めてする使用制限の対象である、受電電力の容量が3000kW以上の需要家向けの電力販売量や主な需要家については、特別高圧（2000kW）を参考とし、電力販売量に占める割合が3割弱、主な需要家は大規模工場、大規模な商業施設、オフィスビル等。
- 電気の制度を踏まえ、新たにガスの供給を受けることの制限の対象としては、全体の販売量に占める割合が3割台となる年間契約量の層であり、主に大規模工場が需要家として想定される**1,000万m³/年以上を対象**することとしてはどうか。

		販売量（供給量） に占める割合	主な需要家
①ガス※	年間供給量 1000万m ³ 以上	3割台	大規模工場、発電所等
②電気	特別高圧 (受電容量2000kW以上)	約3割	大規模工場、デパート、オフィスビル 等 (特別高圧の需要家)

(出典①) 日本ガス協会調べ

※大手・中堅一般ガス導管事業者9社の令和3年度実績、45MJ/m³ベース

(出典②) 令和3年度電力取引報